

■障害福祉計画・障害児福祉計画について

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して市町村が3年ごとに定めるものです。「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して市町村が3年ごとに定めるものです。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の2つの計画は、それぞれ法律の定めるところにより、一体のものとして作成できるとされています。

これに基づき、本市では2つの計画を一体のものとして「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（平成30～令和2年度）を作成し、現在これを推進していますが、今年度、次の3年間（令和3～5年度）のための計画「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」策定に取り組みます。

令和3年度からの第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を作成するにあたっての留意点が定められた、国の基本指針（令和2年5月19日発出）の前回からの主な見直し点や、主な成果目標は次の通りとなっています。

1. 基本指針の主な見直し点

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保できるようにする、など

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する、など

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する、など

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む、など

(5) 発達障害者等支援の一層の充実について

発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である、など

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である、など

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実にに向けた検討を行うことが必要である、など

(8) 障害者の社会参加を支える取組

障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する、など

(9) 障害福祉サービス等の質の向上

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上をさせるための体制を構築する、など

(10) 障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である、など

2. 基本指針の示す成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・地域生活移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：国が提示する推計式を用いて設定
- ・退院率：3か月後69%、6か月後86%、1年後92%

③ 地域生活拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍
うち就労移行支援：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍
- ・就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

⑤ 障害児支援等の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・各都道府県で難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所確保
- ・医療的ケア児の適切な支援のために、関係機関が連携を図るための協議の場（各都道府県、各圏域及び各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築